

第十三号議案

江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年四月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、期日前投票立会人」を「又は期日前投票立会人」に、「都」を「東京都（以下「都」という。）」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、江戸川区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める額とする。

一 選挙長 六、〇〇〇円

二 選挙立会人 五、〇〇〇円

5 前項各号の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、二以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、一の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

選挙の別	選挙長等	選挙長	開票管理者	投票管理者	期日前投票 管理者	選挙立会人	開票立会人	投票立会人	期日前投票 立会人
国が管理する 選挙及び投票			一六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、〇〇〇円		一三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
都が管理する 選挙及び投票			一六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、〇〇〇円		一三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
江戸川区が管 理する選挙及 び投票		一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

備考

- 一 投票管理者の職務時間が投票時間の二分の一である場合の報酬の額は、
一〇、〇〇〇円とする。
- 二 期日前投票管理者の職務時間が投票時間の二分の一である場合の報酬の
額は、八、五〇〇円とする。
- 三 投票立会人の立会時間が投票時間の二分の一である場合の報酬の額は、
八、〇〇〇円とする。
- 四 期日前投票立会人の立会時間が投票時間の二分の一である場合の報酬の
額は、七、〇〇〇円とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（説明）

投票管理者等の報酬額が、最低賃金に勤務時間を乗じて計算した額を下回ったため、これらの報酬額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。